



平日に納税することが困難な方のために、休日収納窓口を開設します。

▼日時 12月23日(日) 午前8時30分～午後5時 ▼場所 田原市役所南庁舎1階ロビー ▼業務内容 市税の収納

▼税務課

23局3509 FAX 23局0180

市税の休日収納窓口を開設

法定調書の提出

給料・報酬・料金・利子・配当などを一定額以上支払った場合は、支払先の住所・氏名・支払額などを記載した書類(法定調書)を税務署に提出してください。

平成19年分の提出期限は1月31日(木)です。法定調書の作成や提出の仕方など、詳しくは直接お問い合わせください。

▼豊橋税務署

(0532)52局6201

医療費適正化に協力！

医療費の節約に 取り組み ましょう。



●かかりつけの医師を持ちましょう

「かかりつけ医」を持てば、大きな病院に比べ待ち時間が少なく、じっくりと診療が受けられます。また、普段の健康管理、家族の病歴や体質などを把握したうえで診察してもらえます。もし専門的な治療が必要であれば、ほかの病院への紹介状も書いてもらえます。

●重複多受診をやめましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかるのは控えましょう。医療機関を変えるたびに初診料を支払わなければならないため、余計な費用がかかってしまいます。また、同じような診断を繰り返すことによる余分な投薬などの治療は、身体にも負担がかかります。医師を信頼し、指示を守りましょう。

●診療時間内の受診を心がけましょう

時間外診療は、医師の負担になるばかりではなく、通常の医療費に時間外診療分が加算されてしまいます。余計な医療費を支払わないようにするためにも、緊急の場合以外の時間外・休日受診は避けるようにしましょう。

●薬は用法・用量を守って、 正しく使いましょう

医療機関で薬を処方してもらうとき、もし別の病気などで服用中の薬があれば、あらかじめ医師や薬剤師に相談してください。自分の判断で薬の量を加減したり中止したりすると、効果がなくなったり、身体に悪影響を及ぼしたりする場合があります。



「かかりつけ薬局」を持てば、薬の疑問などについて、適切にアドバイスしてもらえます。

●保険証・各受給者証は、 いつも提示しましょう

受診時には保険証・各受給者証の提示を必ず行いましょう。提示をしないと、全額自己負担になることがあります。

各医療受給者証をお持ちの方へ

～被保険者証の番号等変更に伴う届け出について～

老人保健医療受給者証および各種福祉医療受給者証(乳幼児・障害者・母子家庭等・精神障害者)をお持ちの方で、保険証や組合員証の記号・番号が変わった方は、市役所保険年金課または各支所窓口係への届け出が必要です。新しい保険証や組合員証が届きしだい、早めに届け出ましょう。

▶保険年金課

23局3514 FAX 23局0180